



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *1 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課) 2

○ 告示

- 11 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 3
 12 " (") 3
 13 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 3
 14 生活保護法による医療機関の指定 (") 4
 15 " (") 4
 16 生活保護法による介護機関の指定 (") 5
 17 生活保護法による指定介護機関の再開 (") 5
 18 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
 (長寿社会課) 5
 19 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 6
 20 " (") 6
 21 " (") 6
 22 日高町土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 7
 23 紀南地域森林計画の樹立 (林業振興課) 8
 24 紀北地域森林計画の変更 (") 8
 25 紀中地域森林計画の変更 (") 8
 26 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 8
 27 " (") 9
 28 " (") 9
 29 " (") 9
 30 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 10
 31 保安林の指定施業要件の変更 (") 10
 32 " (") 11
 33 " (") 11
 34 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 11
 35 " (") 12
 36 " (") 12
 37 " (") 12
 38 " (") 13
 39 " (") 13
 40 " (") 14
 41 " (") 14
 42 " (") 14
 43 " (") 15

44	〃	(〃).....	15
45	〃	(〃).....	15
46	〃	(〃).....	16
47	〃	(〃).....	16
48	〃	(〃).....	17
49	〃	(〃).....	17
50	〃	(〃).....	17
51	都市計画事業の認可	(下水道課).....	18
52	道路の位置の指定	(都市政策課).....	18
53	〃	(〃).....	18
54	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	19
○ 公告			
	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	19
	〃	(〃).....	20
	〃	(〃).....	21
	〃	(〃).....	21
	〃	(〃).....	22
	〃	(〃).....	22

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第4号の2の2様式（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>住宅の用に供する土地の取得に対する不動産 取得税の減額・還付申請書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>略</p> </div> <p>注</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この申請書に次の書類を添付すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア～ウ 略</p> <p style="margin-left: 20px;">エ <u>その他県税事務所長が必要と認める書 類</u></p>	<p>別記第4号の2の2様式（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>住宅の用に供する土地の取得に対する不動産 取得税の減額・還付申請書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>略</p> </div> <p>注</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この申請書に次の書類を添付すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>土地の譲渡契約書の写し</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ～エ 略</p>

別記第11号様式（その1）から（その4）までの規定中「サークルK、サンクス、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（従前の様式による用紙）

2 この規則による改正前の別記第4号の2の2様式及び別記第11号様式（その1）から（その4）までの様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
海南訪新 6-27	医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら 訪問看護ステーション	海南市大野中458-1	平成 28.12.22

和歌山県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医新 32-26	線崎外科胃腸科クリニック	西牟婁郡上富田町岩田1903-3	平成 30.3.31
海南病新 1-26	医療法人晃和会谷口病院	海南市日方328	平成 30.5.13
岩医新 9-26	宇田内科胃腸科	岩出市西国分477-4	平成 30.5.14
海南薬新 5-26	ジャパンファーマシー薬局海南店	海南市日方1521-1 ピア・ビル1階	平成 30.5.15
御医新 32-28	矢田耳鼻咽喉科	御坊市湯川町財部244-5	平成 30.5.31
紀歯新 15-26	磯野歯科医院	紀の川市名手市場82-15	平成 30.6.30

和歌山県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルパーステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野800-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成29.2.28
医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護ステーション海南	海南市築地1-60 ラ・プリモーダ103	訪問看護・介護予防訪問看護	平成30.3.31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	ケアセンターおたっしゅ倶楽部田辺第二事業所上秋津の里	田辺市上秋津1368-3	通所介護・介護予防通所介護	平成30.3.31
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143-7	白浜ケアプランセンター長寿村	西牟婁郡白浜町庄川143-7	居宅介護支援	平成30.3.31
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護長寿村	西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30.3.31
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143-7	白浜デイサービスセンター長寿村	西牟婁郡白浜町庄川143-7	通所介護・介護予防通所介護	平成30.3.31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	ケアセンターおたっしゅ倶楽部白浜事業所ぬくもりの家	西牟婁郡白浜町堅田楯ヶ峰2396-123	通所介護・介護予防通所介護	平成30.3.31
医療法人晃和会	海南市日方328	医療法人晃和会谷口病院	海南市日方328	居宅介護支援・介護療養型医療施設	平成30.5.13
株式会社こんにちは	大阪府泉南郡熊取町小垣内3-2-25	ホームヘルプサービスエンジョイ	岩出市清水487-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30.5.31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	ケアセンターおたっしゅ倶楽部那賀事業所	紀の川市上野299-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30.6.30

和歌山県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
海南訪新10-30	医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら訪問看護ステーション	海南市鳥居3-1	平成28.12.22

和歌山県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医新 44-30	線崎外科胃腸科クリニック	西牟婁郡上富田町岩田1903-3	平成 30. 4. 2
海南病新 6-30	医療法人晃和会谷口病院	海南市日方327-11	平成 30. 5. 14
御医新 34-30	矢田耳鼻咽喉科	御坊市湯川町財部244-5	平成 30. 6. 1
田医新 82-30	南たなべ眼科医院	田辺市たきない町19番16号	平成 30. 7. 2

和歌山県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社セブンメイ ト	伊都郡かつらぎ町佐 野290	ヘルパーステーショ ンいちご	伊都郡かつらぎ町佐 野213	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 29. 3. 1
医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護ステーショ ン海南	海南市阪井1769-1、 1770-1	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 30. 4. 1
有限会社ポットアッ プ	紀の川市粉河2184	粉河本町薬局	紀の川市粉河2184	居宅療養管理指導	平成 30. 5. 1
医療法人晃和会	海南市日方327-11	医療法人晃和会谷口 病院	海南市日方327-11	居宅介護支援事業 ・介護療養型医療 施設	平成 30. 5. 14
株式会社こんにちは	大阪府泉南郡熊取町 小垣内3-2-25	ホームヘルプサービ スエンジョイ	岩出市吉田242-9	訪問介護	平成 30. 6. 1

和歌山県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	再 開 年 月 日
医療法人久生会山本 クリニック	海南市名高506-4	医療法人久生会山本 クリニック	海南市名高506-4	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 30. 4. 1

和歌山県告示第18号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30520800 11	社会福祉法人博愛会	老人保健施設リハビリ博愛	和歌山県御坊市名田町野島1番地9	訪問リハビリテーション	平成 31.1.1	平成 36.12.31
				介護予防訪問リハビリテーション	平成 31.1.1	平成 36.12.31
30614901 77	株式会社ウェルネス・コート	訪問看護ステーション・ウェルネス	和歌山県海南市日方1274-76	訪問看護	平成 31.1.1	平成 36.12.31
				介護予防訪問看護	平成 31.1.1	平成 36.12.31

和歌山県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800 269	ヘルパーステーションこころ	岩出市森140-13	同行援護	特定なし	株式会社こころ	岩出市森140-13	平成 31.1.1

和歌山県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250 647	小規模多機能型居宅介護事業所さざな館	田辺市龍神村宮代176	共生型短期入所	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 31.1.1

和歌山県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012520353	暖海ハイツ短期入所	東牟婁郡太地町太地2995-1	短期入所(空床型)	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	平成31.1.1

和歌山県告示第22号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成30年11月30日退任)

職名	氏名	住所
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	久保幸市	日高郡日高町大字高家578番地
理事	野田善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	栗田幹	日高郡日高町大字萩原318番地
理事	笠松理	日高郡日高町大字萩原478番地
理事	湯川正文	日高郡日高町大字高家298番地
理事	坂本宏	日高郡日高町大字小中768番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
理事	稲葉益穂	日高郡日高町大字志賀841番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	清水英敏	日高郡日高町大字荊木912番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地

2 就任した役員(平成30年12月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	久保幸市	日高郡日高町大字高家578番地
理事	野田善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	辻村昌宏	日高郡日高町大字萩原568番地
理事	笠松理	日高郡日高町大字萩原478番地
理事	入江績	日高郡日高町大字高家370番地
理事	坂本宏	日高郡日高町大字小中768番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地

理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	津村安雄	日高郡日高町大字志賀794番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	池ノ上博章	日高郡日高町大字荊木773番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地

和歌山県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を立てたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第26号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第27号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第28号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第29号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第30号

平成30年和歌山県告示第1247号（以下「告示第1247号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
尾崎銀行
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1247号のとおり

和歌山県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第34号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町

- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第35号

和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字沼田・本堂・中峯の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第36号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第37号

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第38号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第39号

和歌山県田辺市磯間地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成30年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市磯間地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市磯間地区

5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第40号

和歌山県和歌山市西浜・湊の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜・湊の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜・湊の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第41号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市熊野の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第42号

和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成27年5月1日から平成30年3月22日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第43号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第44号

和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字歓喜寺の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第45号

和歌山県田辺市向山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市向山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市向山の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第46号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第47号

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第48号

和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第49号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第50号

和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区

5 認証年月日
平成30年12月26日

和歌山県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
有田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
有田都市計画下水道事業 有田市雨水公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成31年1月11日
至 平成37年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3454	岩出市野上野字宮ノ前361番1の一部、361番2の一部、362番2、366番1の一部、366番3、里道	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 30.12.27	6.00 〃 6.20	79.81

和歌山県告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3456	岩出市北大池字荒田332番19、324番の一部、325番の一部、里道、水路	岩出市新田広芝24番地 森田敏夫	平成 30.12.27	6.00	48.63
				6.00	33.54
				6.00	29.73

和歌山県告示第54号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（一般） 13箱
- (2) カード基体 300枚×3入（優良） 14箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 2箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 2本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 12箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 7個

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年12月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 465,588円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 465,588円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 465,588円 |
| (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり | 162,648円 |
| (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり | 151,200円 |
| (6) 裏面印字用インクリボン
1個当たり | 17,280円 |

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告**都市計画の案の縦覧の公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都

市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（1・4・1号第二阪和国道線）
和歌山都市計画道路（3・1・22号第二阪和国道線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市平井字西谷、古池、前原、垣内、東垣内
大谷字池ノ谷、中得
楠見中字久保理
粟字大堀ノ坪、樋ノ口、ドンゲノ坪、樋下
宇治藪下
本町九丁目
嘉家作丁
元寺町五丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成31年1月11日から同月25日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・3・11号和歌山港鳴神山口線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市出島字音浦
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成31年1月11日から同月25日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

高野口都市計画道路（1・4・2号京奈和自動車道紀北東道路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県橋本市高野口町大野字平山口、西之戸

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

橋本市建設部まちづくり課

4 縦覧期間

平成31年1月11日から同月25日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路（1・3・1号京奈和自動車道紀北東道路線）

紀の川都市計画道路（1・3・2号京奈和自動車道紀北西道路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県紀の川市下丹生谷字北垣内

中津川字西柳谷

北志野字長手

変更する部分

和歌山県紀の川市平野字佃原、佃西ノ段

名手下字宮ノ谷、堂山、大城

切畑字川東、川西、東ノ尾、西ノ尾

野上字平山、池尻、高井、八屋窪、畦尾

上丹生谷字東岡、南岡、西岡

下丹生谷字上谷田

粉河字別所谷、薬師谷

東毛字蛇谷、鐘搗谷、上東尾、上西尾、小松

藤井字川端、尾ノ上、大將軍、若宮前、墓之前、東柳谷、柳谷
北長田字宮ノ前、勢房、古垣内
北志野字向田、脇ノ田、宮池尻、西ノ側
北勢田字山田、野末、尾尻、神垣内、西原、烏子川
重行字犬丸、東中原、石原、西中原、馬場山
池田新字山添
神領字東山、花池、大工、西浦
西山田字尾崎
登尾字谷口、山際
枇杷谷字東谷口、西原
豊田字真ノ原
東三谷字春日谷
中三谷字不動寺、花折
西三谷字不動寺、横谷

- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
紀の川市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成31年1月11日から同月25日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
岩出都市計画道路（1・4・1号京奈和自動車道紀北西道路線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県岩出市根来字根来、東谷、洞尾
安上字東谷
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
岩出市事業部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成31年1月11日から同月25日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成31年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（1・3・1号京奈和自動車道紀北東道路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、平ヶ峯、東平ヶ段、花谷山、山堂、庵ヶ平、七ツ池、大
将軍、大將軍前、森之本、宮之浦、城之下、城山、上之畑
大字西飯降字筒井、東本、寺坂前、宮崎
大字妙寺字八幡前東、八幡前西、南山新田、尾鼻、笹ヶ谷
大字丁ノ町字口大明、山添、岩ノ奥、東平、上ノ平、西平、西宝形、芝脇、上ノ
芝生、鳶ノ尾、池田
大字柏木字平山下東端、下平山
大字大藪字加陀寺前、平山、法形、狼谷、城谷、小深
大字大谷字草谷、露田谷、東新田台、上山、山ノ谷
大字佐野字東山、菊井、法田ヶ原、宮ノ奥、西山
大字広浦字西良谷
大字笠田東字白髭元、池ノ瀬、池尻、東薬師山、西薬師山、堂田、寒ノ原
大字笠田中字東谷、溜池、赤阪山
大字萩原字三分、後谷、日除谷、赤坂、西尾
大字窪字口城尾、狐谷
大字移字東山、狼尾、広浦、中ノ段、山添、木ノ下

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

かつらぎ町建設課

4 縦覧期間

平成31年1月11日から同月25日まで